

令和7年度

第1回大仙市アーカイブズ運営審議会会議録

日 時 令和8年1月28日（水） 午前10時00分～11時30分
会議形式 オンライン（Zoom）
出席委員 畑中康博会長、茶谷十六副会長、清水翔太郎委員、保坂裕興委員、鈴木厚委員、池田キミ委員
欠席委員 なし
職 員 舩谷祐幸（副市長）、伊藤公晃（総務部長）、三浦政輝（総務課長兼アーカイブズ館長）、柴田忠（総務課文書法制班長、参事）、蓮沼素子（総務課アーカイブズ班長、主幹）、福原勝人（アーカイブズ主幹）、三浦成美（アーカイブズ主事）
記 録 者 福原勝人

1 開会

○福原主幹

おはようございます。音声・映像は取れますでしょうか。それでは、ただいまから令和7年度第1回大仙市アーカイブズ運営審議会を始めさせていただきます。はじめに、舩谷副市長からご挨拶がございます。

2 副市長挨拶

○舩谷副市長

副市長の舩谷です。令和7年度第1回大仙市アーカイブズ運営審議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本来であれば市長が参りましてごあいさつを申し上げるべきところではありますが、予定外の案件などもあり、公務・政務とも多忙を極めており、本日は代理ということでご了承を賜りたいと存じます。委員各位におかれましては、お忙しいところご出席を賜り、また、日頃から大仙市アーカイブズの運営に対し、特段のご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。遅ればせながら、今期の委員就任について、ご快諾をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。委員みなさまが再任ということで、会長並びに副会長には、前期に引き続き、畑中さんと茶谷さんを選任させていただきましたので、どうかよろしく願いいたします。

さて、本日は、大仙市公文書等の管理に関する条例案について、ご意見を賜りたくお集まりいただいたところであります。当該条例につきましては、大仙市アーカイブズ設置当時にも制定を検討したところでありましたが、アーカイブズそのものや公文書移管の仕組みなどが職員によく理解されておらず、また、収蔵資料もほとんどない状態でしたので、これを見送った経緯がございます。おかげさまをもちまして、その後、アーカイブズという存在や仕組みが職員はもとより、市民にも浸透し、歴史資料として重要な公文書や地域資料を一定程度収蔵するに至ったこと、また、来年度に開館10年を迎えることも踏まえまして、条例の制定に向けて準備を進めてまいりました。市といたしましては、条例制定を通

じまして、なお一層、公文書等の適正な管理を図り、現在及び将来の市民の知る権利を保障するとともに、説明責任を果たしてまいりたいと考えております。条例案の内容につきましては、この後、担当職員に説明させますので、どうか忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。本日は、どうかよろしく願いいたします。

3 委員・職員紹介及び日程説明

○福原主幹

次に委員及び職員紹介ですが、委員につきましては皆様再任でございますので、紹介を割愛させていただきますと存じます。副市長を除く職員を紹介いたします。

総務部長：伊藤公晃

総務課長兼アーカイブズ館長：三浦政輝

総務課参事・文書法制班長：柴田忠

アーカイブズ主幹・班長：蓮沼素子

アーカイブズ主事：三浦成美

アーカイブズ主幹：福原勝人

なお、主幹の高橋一平はアーカイブズの留守番のため、主事の川村茉緒は育児休業中のため、本日欠席しております。

案件に入ります前に日程などについて簡単にご説明申し上げます。本日の案件は、副市長の挨拶にもありました通り、条例案に関する諮問1件です。お昼前には答申をいただければ幸いに存じます。

また、例年行っております事業内容などに関するご審議については、3月に第2回運営審議会を開催して行っていただきたいと考えております。日程については本日の最後に調整させていただきますので、どうかあらかじめご承知おき願います。

それでは案件に入らせていただきますが、運営審議会規則第5条第2項に基づきまして、ここからの進行は畑中会長をお願いいたします。

4 案件

○畑中会長

畑中です。よろしく願いいたします。昨年3月に大仙市公文書等の管理に関する条例制定の方針が打ち出され、それがアーカイブズ運営審議会に諮問されると聞き、委員の皆様にはしっかりお応えができるよう一層見識を深めて準備をするようにとお話しした記憶があります。本日示されました条例の諮問案を見ますと、文書の起案から保存年限の設定、そして廃棄と選別、その後の利活用まで含めた、とても美しい条例案であります。本日はこの約1年間、準備をするようにと申しましたが、胸を張って条例を世に送り出すことができるよう、有益な話し合いをこの時間でしていきたいと思っております。委員の皆様、どうかよろしく願いいたします。

それでは、大仙市公文書等の管理に関する条例案について、副市長から諮問があります。よろしく願いいたします。

○舂谷副市長

大仙市アーカイブズ運営審議会規則第2条第1項第1号の規定により、大仙市公文書等の管理に関する条例案について諮問します。よろしく願いいたします。(諮問書手交)

○福原主幹

ここで副市長は一旦退席させていただきます。(副市長退席)

○畑中会長

それでは、条例案について、事務局から説明願います。

○蓮沼主幹

それでは、条例案につきまして説明いたします。

お手元に資料はございますか。条例の諮問案と、委員の皆様からご意見をいただきました部分を対応表にしておりますので、その二つを見ながら説明をさせていただきたいと思っております。必要でしたら画面で共有させていただきます。

今回お送りした諮問案は、最初に送らせていただいたものと、赤字で今回皆様のご意見を反映させていただいた、あるいはこちらの方で修正をした部分について記載しておりますので、それを中心に説明したいと思っております。

基本的には、修正内容対応表の第1条から順番に、委員の皆様のご意見をどのように反映したか、あるいはどのようにこちらで回答をしているかということの説明しながら進めてまいりたいと思います。その上で、最後に全体的な修正部分についてもご説明したいと思っております。よろしく願いいたします。

はじめに、第1条からご説明いたします。

鈴木委員から「市民の知る権利」についてのご意見を頂戴しております。これにつきましては、大仙市公文書等の管理に関する条例に「市民の知る権利を尊重し、公文書等が市民共有の知的資源として、現在及び将来の市民に説明する責任が全うされるようにすることを目的とする」ということで目的のところに書かせていただいております。法律には明記されていない文言なのですが、基本的には法律でもこの「知る権利」の尊重については意識をして作られたということがございますので、大仙市におきましては、あえて目的の中で明確にするということで、この第1条に明記させていただいております。これにより、ひいては市民に対する透明性の向上に繋がると考えているところです。目的自体は法律、あるいはこれまでの大仙市公文書管理規則の目的と同じように、公文書を適切に管理し、市民共有の知的資源として保存・公開していくということが書かれているものでございます。

続きまして、第2条に移らせていただきます。

畑中会長から、定義の区分で「公文書館」を定義する必要があるのではないかというご意見をいただいております。これにつきましては、当初、条例全体で「公文書館」という文言を使っていたところでございますが、これは公文書管理規則でも公文書館としていたことから、それに合わせたものでございました。しかし、設置条例の規定にある「大仙市アーカイブズ」をこの条例の中でも使うことにいたしました。ただし、定義は大仙市アーカイブズ条例の方でしておりますので、こちらでは項を立ててまでの定義はしていないところでございます。

それから同じく定義のところの「監査委員」の部分につきましては、地方自治法上、監査委員が機関名称のため、「監査委員」とさせていただいております。

また、第4項「歴史公文書等」の定義のところ、単純なミスをしておりまして、余計な「文」が入っていたところを削除させていただき、「歴史資料として重要な公文書等をいう」に修正させていただ

きました。

時間もありますので、ご指摘いただいたところを中心に進めさせていただきますので、少し飛びまして第7条に移りたいと思います。

第7条で鈴木委員から「公文書ファイル等」の定義は何かというご指摘をいただいております。元々の条例では、第6条第2項にある「公文書ファイル及び単独で管理することが適当である公文書」という文言がございまして、これを「公文書ファイル等」と考えておりましたが、定義されておりましたので、改めまして第6条第3項で「公文書ファイル等」につきまして定義をしたところでございます。

第8条につきましても同じく「ファイル等」とは何かということで、「公文書」という言葉が抜けておりましたので、「公文書ファイル等」で、定義としましては先ほどの第7条と同じということになっております。

第9条第1項につきまして、保坂委員からご意見を頂戴しております。「公文書館長が保存期間の満了前に移管か廃棄かの措置をとるべきことを定めるということになると、公文書館長とスタッフが業務の現場で仕事をする比重が高くなると思われるが、実際の業務フローはどうなるか説明が欲しい」ということでもございました。これに関しましては、最初にご提示いたしました条例との大きな違いとしましては、「実施機関との協議により、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものは公文書館への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄する措置をとるべきことを定めなければならない」と修正いたしまして、実施機関との協議を入れたということになります。基本的にはこの第1項に関しましては、現在私たち大仙市で行っている公文書の管理のワークフローをそのまま条文化しているものですので、大きな違いはないと考えているところです。

第9条第2項につきましてもご指摘をいただいております。「通常そのような保存期間の延長を要する文書については、あらかじめその可能性を勘案して保存処分スケジュール（保存期間、移管、廃棄等）を決めることになる。現在の案では移管・廃棄等は公文書館長の権限、延長を含め保存期間は実施機関の長の権限となっているようで、それは権限が明確に分かれている利点があるかもしれないが、文書を巡る処分が一貫したものにならない懸念がある。保存期間満了時に廃棄と定められた文書に関しては保存期間延長の余地がないと読めるが、それで良いか疑問が残る。いずれにしても公文書館長による公文書等管理全般にわたる監督指導並びに公文書館と文書主管課との協議を何らかの形でうまく位置づける必要があるのではないか」、また、「公文書館長の権限に任せることには賛成するが、電子公文書の使用が本格化することにより、早い段階で、より上流で処理を決めることが必要である。全ての業務の文書の処分スケジュールについて公文書館が独自に理由をつけて決める（評価選別する）ことには無理があると考えられる。公文書館長の権限で実施機関に方法や基準を示し、保存処分スケジュール案を作成させること。この作成で実施機関と公文書館が協議し、または指導監督とすること、及び最終的に公文書館長がその案を承認することの3つによる組み立ての方が実現可能性が高く、かつ整然と実施できるのではないか」というご意見を頂戴しております。

これに関しましては、まず後半のご意見の方を先にご説明させていただきます。レコードスケジュールに関する件ですが、将来的なレコードスケジュールの設定を考えているところではございます。しかし、現在使用しておりますシステム上、ファイル単位でのレコードスケジュールの設定がなかなか難しいというところもございまして、将来的な課題としてシステム改修と同時にレコードスケジュールの設定ということを行いたいと考えているということが一点ございます。その上で、委員のご指摘いただいた部分に関しましては、国や都道府県が現在、法律・条例の下で行っている文書管理に関して、レコー

ドスケジュールを設定している、特に実施機関が設定しているということを念頭に置かれてご意見頂戴したところだと思います。けれども、基礎自治体に関しましては、大きな違いとして文書の量が、国や都道府県、政令指定都市とは違い、全ての文書に目が通せる量であるということが特徴ではないかと考えております。ですので、将来的なレコードスケジュールの設定につきましては、これまでの評価選別結果を踏まえたファイル単位でのレコードスケジュールの設定と、それから各課毎年重点施策がありますので、それに関しましてヒアリングによる設定との2パターンを考えておまして、これを実施機関と協議をしながら設定をしていくということで、館長の権限でレコードスケジュールを設定することが可能ではないかと考えているところでございます。その他、評価選別としましては、キーワード評価とサンプリング評価も実施予定としておまして、これまで紙でやっていた評価選別をそのまま電子でも、より効率的に行えるような方法を模索していきたいと考えております。これまでは評価選別では1枚1枚に全て目を通して行っていたことから、今後はこれまでの結果を踏まえたファイル単位でのレコードスケジュールの設定に切り替わっていくと考えておりますので、これによって今まで膨大な量の紙文書に目を通していた時間よりは効率的な作業になっていくのではないかと考えているところでございます。

また、最初のご指摘の移管と処分との一貫性の齟齬につきまして、総務課（文書管理課）との協議ということですが、アーカイブズ自体が文書管理課である総務課の中にあるということで、現用文書との接合をスムーズに行える点がございます。あるいは、基礎自治体ということで、実施機関との関係の点でも、この条例の条文の通り、大きな一貫性の問題が起こるということはないのではないかと考えているところでございます。これまでの公文書管理規則に関しましては、市長の規則と各実施機関の規程がございまして、各規程の中では「市長の例による」と定めておりましたが、この条例の後には、この条例に従って各実施機関が規則等を定めることとなりますので、そちらの方で一貫性に問題がないような設定をさせていきたいと考えているところでございます。第9条第2項につきましては以上となります。

続きまして、第13条に移らせていただきます。

第13条第2項について、こちらも保坂委員からご指摘をいただいているところでございます。「異なる場所」という部分につきまして、以前にお示しした条例では「異なる場所で保存する」ということになっておりましたが、それがどう異なるのか、その場所は何かということをご指摘いただいております。このことから、今回条例案では、「分散管理その他の物理的及び技術的保護対策を講じなければならない」と文言を修正させていただきました。具体的な内容としましては、システム及び契約によって変更されるということで、あまり具体的な明示ができないところではございますが、現段階では管理場所の異なる複数のサーバーによる保存を想定しているところでございます。これは大仙市が現在クラウドのサーバーが使えない状況であるということがございますので、DX推進課とも話をしたのですが、将来的に大仙市でも使えることになると、クラウド保存ということも想定されるのではないかとと思いますが、現在は分散管理というのが、現実的なサーバーになるということをご想定しているところでございます。

続きまして、第14条に移らせていただきます。

これについても保坂委員からのご指摘でございますが、地域資料を含めた資料の保全について定めた条文でございます。「館長の努力義務と読めるが、それを実現する相当の資源が必要ではないか」というご意見をいただいているところでございます。また、「市に関する歴史公文書等について市民共有の知的資源になり得るものであるかの判断を行うのに際して、資料の所有権や個人情報保護などの壁があり、かなり丁寧な事業計画が必要になるのではないか」というご指摘でございます。これはその後の第16条、17条とも関係するところではないかというご指摘でございますが、先にこの第14条につきましてご説明させていただきます。最初に「館長は」とありますが、ここで言うのは「保存」ではなく「保全」ということ

で、第14条では地域資料を含めた市内に存在する歴史公文書等を、市を含めた保有主体が保存することが前提であるということがまず一つございます。その上で、災害や継承者不在による散逸などから歴史公文書等を保護できるよう、市及び市民等の相互連携と協力のための施策として、通常時には、旧市町村史を作成した際に地域の中で保存されている地域資料などの所在確認をしておりますが、その所在確認を定期的に行うことや、所蔵者に向けた保存のための講習の開催、あるいはアーカイブズの存在を知っていただくような施策を行います。また、実際に災害や後継者の流出等の滅失・散逸の恐れがあるような情報があった場合には、何らかの措置を講じる必要があるということで、レスキュー活動を行ったり、資料所有者に寄贈をお願いするような呼びかけを行ったりということを想定した条文となっております。これは鳥取県で「歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例」というものがございまして、こちらの基本理念などを参考にさせていただいて作らせていただいた条文となっております。続きまして、第16条に移らせていただきます。

利用の部分で第16条、17条が関わってくる場所ですので、ここは全体的に16条、17条としてご意見をいただいているところです。こちら保坂委員からのご意見でございます。第16条のところを「何人も」という文言にし、「利用をすることができる」という条文となっているところでございます。これについて「利用権などだと思うが、法律論上『利用請求権』とどこがどのように異なるかが分からなかった」というご指摘でございます。また、「個人的には第16条では『特定歴史公文書等を利用しようとする者は館長に申請しなければならない』の前に、『何人も利用できる』という文言を加えることが望ましいのではないか」というご指摘がございましたので、こちらは第1項で「何人も特定歴史公文書等を利用することができる」に修正させていただいているところでございます。それから、「利用権」という、今回条例案で「利用することができる」とした部分については、法律あるいは先行条例では「利用請求権（利用を請求することができる）」という建付けになっているところでございますが、大仙市では「利用することができる」としたことについてのご指摘として、「利用権としたのは第1条で知る権利の尊重を加えたことに対応するものと思われるが、知る権利は本来、表現の自由から導き出される情報を自由に受け取る権利、つまり自由権としての側面と、行政手続法の考え方によって支えられる請求権的な側面を持つとされてきた。国はその考え方によって、利用審査、第三者の意見聴取、利用請求に対する決定通知、不服審査手続き等の行政手続きを手厚く設定している。『利用権』と言った場合に何がなくなり、何が加わるのかということの説明を欲しい」というご意見でございます。これに関しましては、大仙市としましては、利用を権利として保障した上で時限的に制限をかけるのか、利用請求権とするのかというところで、時限的に利用制限をかけるという選択をしたところで、実際の手続き上の差異はないと考えております。これにつきましては、法律の専門の方にも確認を取りまして、法律上は問題ないということでございました。情報公開における開示請求権とは異なるということ、アーカイブズに収蔵されてからの利用には大きな違いがあると考えておりますので、その情報公開という開示請求の権利と、今回特定歴史公文書等を利用する権利とさせていただいたのは、やはり利用に供することが前提であるということが大きくあります。その上で、個人情報などについては時の経過を考慮した時限的な利用制限で対処とするという考え方を取らせていただければと考えているところでございます。利用する権利と利用請求権との違いということに関しましては、繰り返しになりますが、大きな違いはないと考えており、理念的に「利用する権利がある」とさせていただきたいということでございます。

もう1点ご指摘がございまして「利用権を含む条例を制定・施行するにあたっては、それを実現するための予算や人的な資源を配分してもらわなければ実現できないのではないか」というようなご指摘、あるいは「従前よりも知る権利をしっかりと保障するとすれば、デジタルアーカイブシステム等の永久

保存のための環境の整備や、未整理資料等の整理を進める人員や権利保障を全うとする人員などの確保など、そういうものが「必要ではないか」というご意見を頂戴しているところです。これに関しましては、利用する権利と、実際に利用することができるようにすることをつなぐ事例として、デジタルアーカイブ等を上げられていると思いますが、利用の促進につきましては第25条に定めているところでございます。利用権であれ、利用請求権であれ、永久的な保存が法律・条例で謳われているところでございますので、それによって環境整備に大きな違いはなく、また、これまでのやり方と大きく違うこともなく、これまでも全ての利用者からのレファレンスには丁寧に対応してきてございます。利用権の有無によってそういう対応が変わるといことはございませんので、この条例で利用権を設定したからといって、大きな違いが出るとは考えていないところでございます。

それから16条から17条にかけての部分でもう1点ご指摘をいただいております、「17条の1と2に関しては一つにまとめられるのではないか」というご指摘を保坂委員からいただいております。現段階では基本的には「利用させなければならない」というところを強調したいと考えておりましたので、このような構成とさせていただいております。

第25条につきましては、清水委員から「教育研究」という文言を加えたらどうかというご意見を頂戴しているところです。これにつきましては、第25条は特定歴史公文書等の利用の促進、先ほど利用権のところでご説明した条文になりますが、今回、そのご意見を頂戴したことを反映しまして、「教育研究機関への協力その他の方法により積極的に一般及び教育現場での利用に供するよう努めなければならない」という文言に修正させていただきました。これに関しましては、清水委員の意見と教育委員会からの意見、両方踏まえた修正となっているところでございます。

続きまして次の第26条ですが、元の条文では「実施機関等による」となっていたところでございますが、鈴木委員の方から「等」は何を想定しているのかということをご指摘いただきまして、精査した結果、「等」は削除させていただきました。

続きまして、第27条「廃棄」の部分でございます。畑中会長から「特定歴史公文書等を廃棄する場合、審議会に諮ってはどうか」というご意見を頂戴したところでございます。現在は大仙市アーカイブズ整理公開要領第7条で、廃棄に関しては審議会に諮問するということになっておりますが、今回公文書管理条例を制定するにあたりまして、この条例の中にその規定を盛り込むということで、現在、第2項を追加しまして、「館長は前項の規定による特定歴史公文書等を廃棄しようとするときは、あらかじめ大仙市アーカイブズ運営審議会に諮問するものとする」としまして、これまで第2項だったところを第3項に移したものでございます。

続きまして、第32条の第1項と第2項の部分でございます。第32条第1項「出資する法人」について「等」がついているのはなぜかというご指摘を受けたものでございますが、地方自治法施行令を確認したところ、想定しております「等」に当たる法人等が「出資している法人」そのものに含まれることを確認しましたので、「等」を削除させていただいたところでございます。

また第2項につきましては、「出資法人を管轄する実施機関は多数あるのか」という保坂委員からのご指摘がございますが、これにつきましては現在は市長のみですが、将来的に教育委員会等が文化振興財団等を管轄する可能性はあるため、現在のところ「実施機関」としたいと考えているところでございます。

次に、全体的な修正部分についてご説明させていただきます。

まず大きいところでは、第4章「大仙市アーカイブズ運営審議会」の章を章立てしたものでございます。

これにつきましては、大仙市アーカイブズ条例の中に大仙市アーカイブズ運営審議会設置の項目がございます。これは、大仙市アーカイブズの運営に関する諮問等について規定したものでございますので、公文書管理条例ができた場合には公文書管理に関する諮問機関にもなりますので、改めて章立てをしまして、審議事項等を明確に定めさせていただいたところがございます。このことによりまして、第28条、第29条を追加いたしております。条文を読ませていただきますと、第28条は審議事項等ということで「大仙市アーカイブズ運営審議会は、この条例に規定する諮問事項その他公文書等の管理に必要な事項を審議する」。第29条は資料の提出等の求めということで「審議会はその所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、実施機関または館長に対し、資料の提出、説明を求めることができる。この条例に関する市の機関以外の者に対して、資料の提出、意見の開陳等の協力を求めることができるものとする」という条文を追加させていただいたところがございます。

続きまして、附則の第4項、第5項になりますが、この条例の制定に合わせまして「大仙市情報公開条例」の一部を改正するというので、現在、適用除外の施設として図書館がございますが、アーカイブズが明記されておられませんので、図書館の次に「大仙市アーカイブズ」を加えるという改正をしたいと考えております。

また、大仙市アーカイブズ条例の一部改正で、現在、設置条例で配置すべき職員として「館長その他の職員」とありますが、条例を制定して公文書管理をきちんとするというので、「専門職」を加えたいと考えているところがございます。

また、審議会の諮問事項、審議事項のところですけども、この条例が定められましたので、「この条例で定めるもののほか」という文言を加えたいと考えているところがございます。

その他、修正点がいくつかございますけれども、大きいところを説明させていただきたいと思います。

第17条をご覧ください。第17条第2項ですけども、これまで元の条文のところは、法人や個人等から寄贈され、あるいは寄託された資料についての公開の条件について書かせていただいているところがございます。これにつきまして情報公開法や個人情報保護法の利用制限情報との整合性を維持するために、赤字下線部の部分を追加させていただき、またその中で、特定歴史公文書等についてのもので、情報公開法や個人情報保護法とはまた違った、時の経過を考慮した考え方というのにも必要ということで、その点が多少変わって対応表で下線をつけた部分になっておりますが、「条件を付することが当該情報の性質、利用申請時の状況等に照らしてなお合理的であると認められる場合にのみ、非公開とすることができる」という条件に修正させていただいたところがございます。趣旨としましては、現用文書との違いを明確化したという点でございます。

その他、第18条第2項の方もご覧いただきたいのですが、これまで「子孫が利用できる」という規定にしておりましたが、戸籍法との整合性、あるいは情報公開条例の内容の精査により、修正させていただきました。修正内容としましては、戸籍法に合わせまして「本人死亡後に本人の配偶者、直系尊属または直系卑属から前条第2項第1号イに掲げる情報について利用の申請があった場合において」という書きぶりに変更しているところがございます。また情報公開との整合性の関係で「前条第2項第1号イの規定にかかわらず」という文言に修正させていただいたところがございます。

その他、「市長が規則で定めるところにより」を「実施機関の規則で定めるところにより」という修正を全体にしている、あるいは関係法令との用語の統一を行ったなど、多少用語を修正させていただいておりますが、それにつきましては赤線の入った部分になりますので、ご確認いただければと思っております。

ご意見と修正点についての説明は以上となります。

○畑中会長

ありがとうございました。ただいま、大仙市公文書等の管理に関する条例の諮問案につきまして、事務局から説明がありました。ご意見のある委員はご発言をお願いします。

保坂委員、いかがでしょうか。

○保坂委員

はい。大変丁寧に対応策を練って、今日の案にさせていただいたと思います。大変だったと思いますので、関係の皆様にお礼を申し上げます。

その上で感想めいたことも含めて、念のためにということで2点述べさせていただきます。

一つは、私は第9条第1項、第2項で、公文書館長の権限と総務課長の権限がはっきり分かれるということに関して、加えて言えば公文書館がよりはっきりとレコードスケジュールを決めるということに関して、若干の心配をしたということなのです。先ほどの説明で、都道府県や政令指定都市ほど文書の量が多くなくて、現状でも全部見られるような範囲なので可能であるというお話をいただきました。ただですね、今後は電子公文書になっていくという問題があって、電子公文書になった時にそれを全部アーカイブズ、公文書館側のスタッフが見るのはかなり大変だという声が、あちこちの自治体から上がっています。それと共にもう一つは、いやだからむしろ、公文書を作り、受け取って実際に使う現場の人たちの力をもう少し使った方がいいのではないかとということです。加えて、もっと踏み込んだ見方をしますと、実はなぜ公文書に関して管理が十分に進んでいかないかというと、記録を使っている現場の皆さんが、無関心というのは言い過ぎかもしれませんが、「もう人に任せていられる」「使って終わってしまったらもう放置する」という、ずっと昔から続いているそこからあまり動いてないという問題があって。つまり10年前、20年前の公文書を現場の人があまり使わない。なぜかというと、自分たちがちゃんと手を動かして、10年保存、20年保存あるいは永久保存にしてアーカイブズにするわけですが、そういうものを使ってない、あるいはそれに関与していないという面があると思います。つまり、むしろ現場の方々にも手足を動かして、評価や廃棄やアーカイブズへの移管に協力してもらい、体を動かしてもらい、手足を動かしてもらいことにも意味があるのではないかと。そういう立場からの意見でした。今ここで言ったのは二つで、電子情報化が進んだ時の問題と、現場の人に関与してもらいことの積極的な意味もあるという、この二つをここで述べさせていただきました。ただ、現状これでいけるということで皆さん話し合っただけでこの回答を固めたのだと思いますので、私はこれ以上ここで申し上げるつもりはありません。

これが一つで、あともう一ついいでしょうか。

もう一つが、やっぱり第14条のところですね。

歴史公文書等に関して、積極的な位置づけをする。で、第14条の条文には「知る権利」も出てきていました。第14条の入りのところを少し読んでみると、「館長は市に関する歴史公文書等について、市民の知る権利の保障に資するものや地域の重要な歴史的事実を伝えるものなど、現在及び将来の市民共有の知的資源となり得るものであることから……連携協力によって必要な措置を講じるように努める」努力義務になっているわけですが。私は元々のコメントで、例えば「市民の知る権利の保障に資する資料」とはどういうものなのだろうか、と。そういうものが役所にあるならば対応の仕様があるのだけでも、市民が保有している例えば昭和18年の文書がある。そういう時に手出しできるのだろうかということを考えてみました。所有権があるわけで、古文書であれ、知る権利に関わるものであれ、歴史的事実

に関わるものであれ、所有権を持っていますから処分権は所有者にありますね。そこがぶつかるのではないかということをご心配したのです。私は最初に出したコメントでは、意図は分かる、大仙市は地域資料を非常に大事にしてきて、これまでも自治体史編さんをやる中でかなり丁寧にやってきた。そこは大仙市の特徴だと思います。だからそれを尊重したいということはあるのだけれども、今のような権利関係でぶつかる場所があるので、公文書管理条例ではこのトーンを少し和らげて、むしろ大仙市アーカイブズ設置条例でアーカイブズの役割の中に、地域に関して積極的な役割を果たすということを入れる方が無難ではないか、そういう筋のコメントを書きました。そういうことで言うと、他の公文書管理条例を作っているところは、やっぱり行政手続法ベースで作っていますから、この点を「大丈夫だろうか」と心配する人はいっぱいいると思います。対応案で出てきた文章について私はよく分かるつもりなのだけれども、できるということでこういう対応を出してきてくださったので、これ以上私は申し上げるつもりはないのですが、やはり気になる点です。この第14条の条文にある「市民の知る権利の保障に資するもの」は、例えばどういうものなのでしょう。つまり、本当に役所がこの公文書管理条例で市民のところに手を出せるのかということですよ。そこが分からなかったし、懸念ポイントになった。知る権利を入れたということの関係かもしれないのだけれども、ここ本当に必要でしょうか。やり方を丸ごと変えていただく必要はないのですが、ちょっとトーンを和らげておく方が安全かなと私は思いました。私からのコメントは以上とさせていただきます。時間を頂戴してありがとうございました。

○畑中会長

蓮沼さんお願いします。

○蓮沼主幹

はい。今、最後に保坂委員からご指摘いただいた第14条の件につきましては、「歴史公文書等」ですので、公文書と地域資料の両方にかかっているところでございます。「知る権利の保障に資するもの」というのは、公文書はもちろんですが、地域資料におきましても公的な記録があるということで、そういうものを想定しているところでございます。将来、公的な記録としてアーカイブズに寄贈されるかどうかは別の話ですが、市の知的資源として散逸や滅失の危機が起きないようにアーカイブズ側で啓発をしていく必要があるということでございます。

○畑中会長

第2条第4項で、「歴史公文書等とは、歴史公文書その他の歴史資料として重要な文書をいう」という規定があります。第14条の「市に関する歴史公文書等」というのは、これ同じですよ。そうすると「その他の歴史資料」というところに、保坂委員のおっしゃる市民が所有権を有する文書が入っているということですか。

○蓮沼主幹

もちろん入っています。ですので、努力義務にせざるを得ない部分であるわけですが、アーカイブズ側で散逸しないような措置を講ずるということです。

○畑中会長

所有権があるということは、寄託を受けるということですか。

○蓮沼主幹

そうではなくて、市民が持っているものに対して、例えば災害が起きて市民の家が被災をした時に、レスキューする必要があるとか、そういうことになります。

○畑中会長

そこまで含まれているわけですね。はい。

○蓮沼主幹

必ずしも全てがアーカイブズに寄託される、寄贈されることを想定しているのではなくて、市にある歴史資料等が「歴史公文書等」として規定されておりますので、条例の中でその歴史公文書等を散逸・滅失から守る必要があると考えますので、この条例の中で規定をしたということになります。

○畑中会長

保坂委員いかがでしょうか。ただいまの説明でよろしいでしょうか。

○保坂委員

はい。第14条の「市民の知る権利の保障に資するもの」と、個人が所有している所有権とぶつかるとうなるのでしょうか。ぶつかることはあると思います。例えば、文化財行政でも、個人が所有しているものについて無理やり指定はできなくて、登録とか所在確認とかにしているわけです。つまり個人所有のものに対して、知る権利を市民に保障をするというだいぶ強いことを言っているけれども、そこがぶつかった時にどうなるのか、どうするのかは非常に心配であると。災害が起きた時に、例えば阪神淡路大震災で家屋が壊れて歴史的な文書が散逸するということがあったわけで、中には骨董屋がやってきて、それを3万円で売ったなんて話もいっぱいあるのですけれども。でもそれはね、止められる場合もあるのだけれども、市民の所有権であって、売りさばくことも権利ですよ。それが市民の知る権利を保障するものだからといって、強く言うことはできないわけですよ。そういうふうにつぶかる面がある場合にどうなるのだろうかというところがあって、ちょっとトーンが強いので、少しでもトーンを落とした方がいいのではないかとということを申しました。私からはここまでとします。

○畑中会長

はい、わかりました。茶谷副会長お願いします。

○茶谷副会長

この第14条の内容は非常に大事です。仙北市でも、特に個人蔵の古文書なんか、最近の住宅事情などから散逸してなくなるという事例が非常に多い。そういう中で、ここで規定されていることは非常に大事です。強制はできないけれども、館長の権限として、権限というよりも責務として、保存・保全に色々力を発揮するということが今非常に大事になっているということです。ですから、ここに書いてある、これが限度だと思いますが、努力義務として「措置を講ずるよう努めなければならない」という表現は非常に適切だと思います。

○畑中会長

池田委員も同じですか。

○池田委員

そう思います。文言は強いけれども、努力義務だということできっちり決まったわけではないので、努力するということが大切なのかなと思いました。

○畑中会長

はい、ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。清水委員いかがでしょうか。

○清水委員

保坂委員がおっしゃっていたように、この条文は非常に重要ではあるのですが、どちらかと言えば「館長」を主語とするよりは「アーカイブズは」といったような機関の役割として、設置条例に加えた方がいいのかなということは感じました。以上です。

○畑中会長

これにつきまして、蓮沼さんいかがでしょう。

○蓮沼主幹

ここで結論は出ないと思いますので、検討をさせていただきたいと思います。

○畑中会長

はい。わかりました。

あと、清水委員、第25条の規定はいかがでしょうか。

○清水委員

その点については修正していただいたもので、私は異存ございません。

○畑中会長

鈴木委員いかがでしょうか。

○鈴木委員

何点か質問等させていただいておりますけれども、回答・説明ということでここに記載されていますので、これでよろしいかと思えます。その他に関しては、今のところよろしいかと思えます。

○畑中会長

委員の皆様、他にご意見はないでしょうか。はい、保坂委員お願いします。

○保坂委員

質問ですが、この対応に関して、弁護士に確認したみたいなこと書いてくれている部分ありましたよ

ね。弁護士さんは、市と契約をしているようなオフィシャルな弁護士さんということでしょうか。

○蓮沼主幹

いえ、顧問弁護士などではなく、アーカイブズの法令に詳しい方にご意見を頂戴したところでございます。

○保坂委員

名前は尋ねませんが、市がオフィシャルに使っている弁護士さんに聞く方が今後はいいのではないかという気はしましたね。以上です。

○畑中会長

他にございませんでしょうか。茶谷副会長お願いします。

○茶谷副会長

はい。今回はっきりした形で第22条では審議会への諮問ということが入って、さらに第28条、第29条を見て、もう一回気を引き締めて関わらせていただく必要があるなど、非常に緊張して読ませていただいたところです。これまでの運営審議会の機能とか関わり方とはちょっと違う段階に、しかも条例という形になって、非常に大事なことだなと認識しております。表現は、第28条、第29条、これで十分だと思います。

○畑中会長

全く同感です。その通りです。

他にご意見ないでしょうか。それでは、これもちまして審議を終了いたします。

答申内容を確認いたします。

大仙市公文書等の管理に関する条例諮問案につきまして、「妥当である」という答申をこの審議会ではしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。（「よろしいと思います」との声あり）

それでは、事務局に答申書を作成してもらいますので、暫時休憩ということにいたします。

（休憩）

○畑中会長

皆様お揃いになりました。副市長も入室されましたので、会議を再開いたします。

お手元に答申書の案が配布されております。そちらでよろしいでしょうか。

ご確認をお願いいたします。異議ありませんか。（「なし」との声あり）

では、この内容で答申いたします。運営審議会の意見がまとまりましたので答申いたします。

（答申書手交準備）

素案を見せていただいた時に「美しい条例案だ」と思いましたが、本日の会議を経て、おそらく日本一の条例になったと思います。しかし、なぜこの条例が制定されたのかという背景を本当に理解している人間がいないと、これがルールとして回っていかないところがあると思います。この条例制定の背後にあるドラマを市役所の職員の皆さん、そして私たち市民一人一人が勉強していく必要があると

今日は感じました。それと共に、茶谷副会長からご意見がありましたが、大仙市アーカイブズ運営審議会の役割が第22条、第28条、第29条、第33条で非常に責任ある重いものになりました。これをひしひしと感じながら、なお一層、大仙市のため、研鑽を積んで努力していきたいと思えます。それでは、答申について読ませていただきます。

令和8年1月28日、大仙市長老松博行様、大仙市アーカイブズ運営審議会会長畑中康博、大仙市公文書等の管理に関する条例案について、答申、令和8年1月28日付け大仙総総-2916で諮問のあった標記の件について、次の通り答申します。妥当である。よろしく願いいたします。(答申書手交)

○舩谷副市長

本日はお忙しいところ、条例案をご検討いただき、誠にありがとうございました。条例案につきましては、後日招集いたします令和8年第1回大仙市議会定例会に上程する予定としております。今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。御礼の挨拶に代えさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。(副市長退席)

○畑中会長

以上で案件が終了しました。進行を事務局に戻します。

5 その他

○福原主幹

長時間に渡りご審議いただきましてありがとうございました。保坂委員には資料の件で不手際がありまして大変失礼いたしました。申し訳ございませんでした。

それでは、次第5その他の(1)でございます。第2回運営審議会の日程についてお諮りいたしたいと存じます。次回審議会の期日の案でございますが、3月17日火曜日か、18日水曜日のいずれかで開催させていただきたいと考えておりますが、両日のうち、ご都合が悪いところなどがございましたらお知らせいただきたいと存じます。皆様いかがでしょうか。

○茶谷副会長

18日は日程が入っています。17日なら大丈夫です。

○福原主幹

茶谷副会長から、18日は予定があり差し支えるというお話がございました。皆様、17日はいかがでしょうか。よろしいですか。午後がいいですかね。(「お任せします」との声あり)

それでは、3月17日、午後2時から午後4時までの予定で開催させていただきたいと存じます。開催方法は本日と同じオンラインで開催させていただきます。この案でよろしいでしょうか。(「はい」という声あり)

ありがとうございます。通知文書は追って送付させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

次にその他のその他ということで、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

○清水委員

先ほどの会議の途中で言う話だったのかもしれませんが、条例第22条でアーカイブズ運営審議会に対して、審査請求に関わる内容の諮問というような役割が課されることになると、法律の専門家、行政法とか個人情報保護法とかそういった専門家の委員を加えるなりして対応する必要も出てくるのではないかと思うのですが、その点どうお考えなのか、今後議論していくのかということをお知らせいただければと思います。

○福原主幹

はい、ありがとうございました。おっしゃる通りでございまして、不服申し立てとなりますと、極めて法律的な議論が必要になってまいりますので、その点については今後検討させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○清水委員

分かりました。ありがとうございました。

○福原主幹

他にございませんでしょうか、よろしいですか。それでは以上をもちまして第1回運営審議会を閉会いたします。本日はお忙しいところ本当にありがとうございました。(オンライン切断)

【付記】

後日、保坂委員から「運営審議会でも述べた通り、「知る権利」というのは本来行政側を規制するために持ち出された論理であり、その取扱いが難しく、何らかの混乱・誤解をもたらす可能性があるという意味で、第14条に「知る権利」を再度盛り込むことに反対する」旨の意見があった。併せて、当該意見の会議録への登載を求められたことから、ここに付記する。(令和8年2月26日)